

社会福祉施設等耐震化調査に関するQ&A

問 調査対象施設の「2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設（棟）」とは、当該施設部分のみを考えるのではなく、建物全体で2階建て以上又は延べ床面積が200㎡を超えるかどうかで考えるのか。

(答)

お見込のとおり。

例えば、建物の一部（1階部分で100㎡ほど）を使用している場合でも、当該建物全体として2階建て以上又は延べ床面積200㎡以上であれば、今回の調査対象となる。

また、複数の施設種別が合築されている場合でも同様に考え、それぞれの施設種別ごとに計上する。

問 耐震改修促進法における耐震診断の義務対象とは基準が異なると思われるが、200㎡の根拠は何か。
(耐震改修促進法では数千㎡を超える建築物が対象のように見える。)

(答)

厚生労働省が当該調査を実施するよりも先に、文部科学省が公立小学校の耐震化調査を実施していた。

厚生労働省が社会福祉施設等の調査をするに当たり、前例として文部科学省の調査対象範囲を引用することとした。

当該法律を採用すると、対象となる社会福祉施設等の数が限られてしまうので、対象範囲が狭くならないように、文部科学省の調査と同様の200㎡とした。

問 (事業者の協力を得られない等の理由から) 建築年度がどうしても分からないときはどうすべきか。

(答)

「昭和56年以前に建築された棟（C）」欄において「○」を選択し、該当する項目について選択および記載を行うこと。